

井上紫電教授を送る

八 木

弘

法学部長・教授

南山大学法学部創設にさいし、生みの苦勞をともしした、法学部のファウンディング・メンバーの井上教授が、本年三月末をもって、定年でご退職になった。

教授は、昭和六年、東京帝国大学法学部ご卒業後たちに小樽高等商業学校（小樽商科大学の前身）にご赴任、その後、福島高等商業学校（福島大学の前身）、福島大学を経て、昭和三十四年、本学に移られたのであり、実に、前後四十八年ただひたすらに研究、教育の道一筋に歩まれたのである。本学でのご在職もすでに二十年に及び、大学はその多年にわたる研究・教育のご貢献、ご功績に対し名誉教授の称号を贈ったのであるが、以上のご経歴が示すように、教授は、生れながらの研究者、教育者であり、しかもその研究・教育は、終始一貫、教授の敬虔なカトリック信者としての厚い信仰と深い識見に裏うちされた貴重なものであった。われわれは、とくに教授の「私所有権の自然法的基礎」、「婚姻並びに家族の自然法的基礎」、さらには「産児制限亡国論」に、その揺ぎない信念と確固たる主張をうかがうことができ、つねに大きな啓発を受けてきたのである。

南山大学はカトリック大学である。われわれは法学部の創設にあたって、それがカトリック大学の法学部であるこ

とを念頭に、とくに井上教授からは数々の貴重なご意見、ご提言を受けたのであるが、また教授の格別のご尽力によって、新生法学部に有力なメンバーを加えることができたことも忘れることができない。

幸い、先生はなおかくしゃく、時に大学の構内で、ラケットを手にしたデニス・ウエアの先生を見受けることがある。どうぞ、先生、なおご自愛を重ねられ、われわれと創設を共にした南山大学法学部の一そのの成長・発展をお見守りいただきたい。